

藤枝市農業農村・地産地消推進計画

農業・農村が持続的に発展するまち
～『食』と『農』でつくる健康都市～

令和 8 年 3 月



目 次

1. 計画の策定にあたって	
(1) 策定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の期間	4
2. 本市農業の現状と課題	
(1) 農業者の状況	5
(2) 農地・農業生産の状況	7
(3) 農業を取り巻く状況	9
(4) 藤枝市農業の課題	10
3. 計画の基本的な考え方	
(1) 目指すべき方向性	11
(2) 基本目標	12
(3) 基本方針	12
4. 計画の推進に向けて	
(1) 計画の進行管理	13
5. 施策の内容	
基本方針① 農地利用の最適化を推進する	15
基本方針② 持続可能な経営体を育成・確保する	17
基本方針③ 効率的で高収益な農業経営を促進する	20
基本方針④ 生産性・安全性の高い農業生産基盤をつくる	23
基本方針⑤ 健全な森林環境をつくる	25
基本方針⑥ 地産地消を推進する	27
基本方針⑦ 農村の地域社会を維持する	30
基本方針⑧ 環境負荷低減の取組を拡大する	33
6. 用語解説	35

1. 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

農業は、人の暮らしに必要な不可欠な食料を生産する産業であるとともに、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、景観の形成、文化の伝承等、さまざまな機能を有し、私たちの生活に大きな役割を果たしています。

また、農村地域は、本市の特徴である「ほどよく都会。ほどよく田舎。」を形成する要素のひとつであり、都市部にはない、豊かな自然を感じられる本市の魅力を創出する場にもなっています。

こうした農業・農村が衰退すれば、食料生産の減退という経済的損失ばかりでなく、安全・安心な暮らしや良好な生活環境までもが損なわれ、農業者のみならず市民全体に重大な影響を及ぼすこととなります。

現在、我が国の急激な高齢化や人口減少と同様に、本市の農業者人口も高齢化・減少の一途を辿っています。加えて、気候変動による大規模な風水害の多発、高温による農作物の収穫量の減少や品質の低下、本市の基幹作物であるお茶の生産・消費の減少、担い手不足による耕作放棄地(※1)の増加、燃料や肥料など農業生産に必要な資材の高騰など、本市の農業を取り巻く情勢は多くの課題に直面しています。

一方、持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業に対しても環境や生物多様性などへの配慮が求められ、環境負荷の低い生産方法でつくられた農作物への注目が集まっていることから、本市では令和5年2月に、県内で初となる「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

こうした状況に適切に対応するとともに、これらを好機と捉え、将来にわたり本市の農業・農村の発展を図っていくためには、中長期的な視点に立ち、戦略的に施策を展開していくことが必要です。

これまで、本市では令和2年3月に藤枝市農業農村振興ビジョン、藤枝市地産地消推進プランを策定し、これに基づき農業・農村の振興を図ってきました。しかし、これからの農業・農村の振興には、これまでの政策に加え、

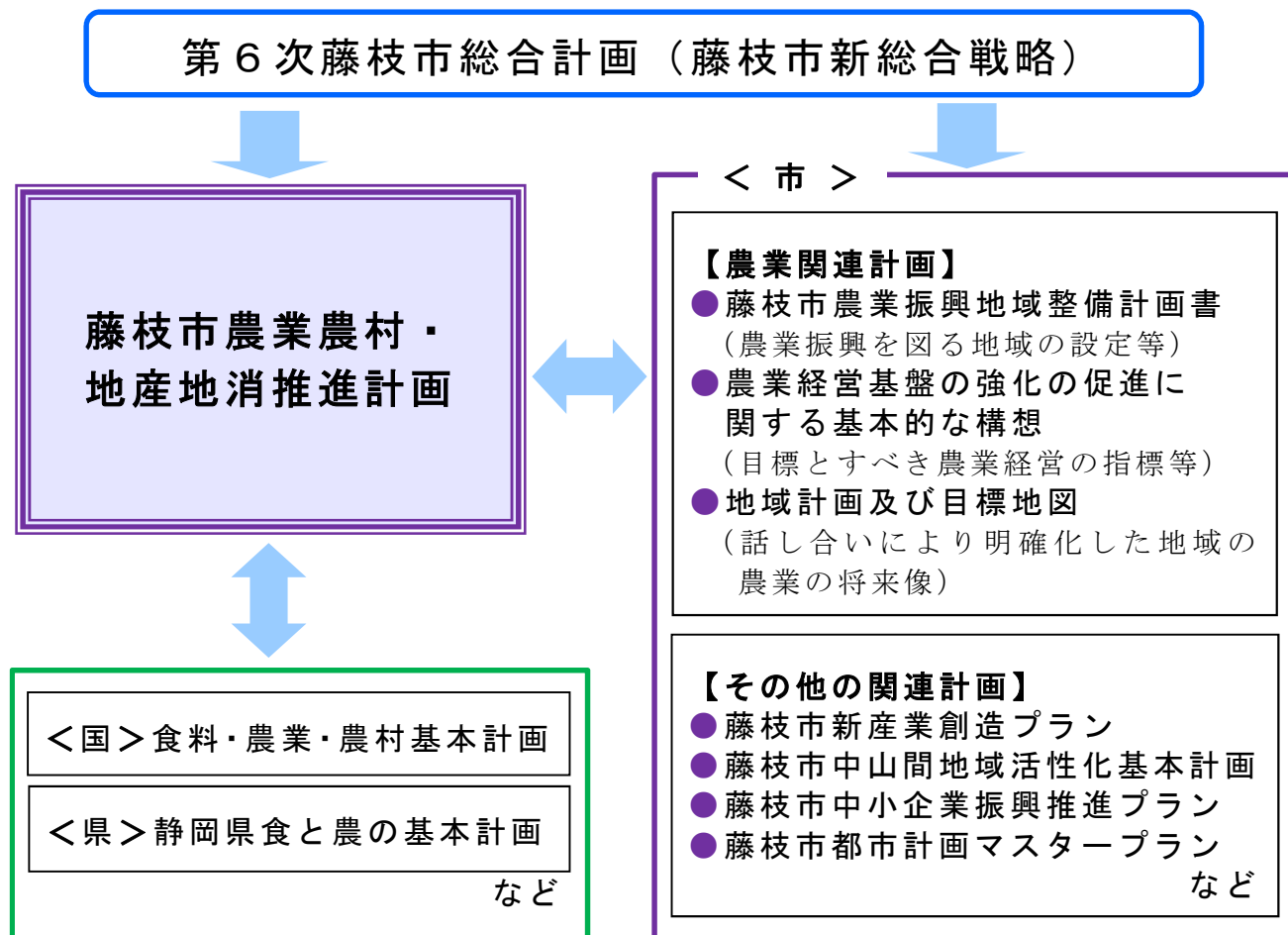
本計画の取組は「第6次藤枝市総合計画(藤枝市新総合戦略)」における『藤枝版ローカルSDGs』(※2)の各目標の取組として推進し、広く発信します。



市民理解の醸成、消費行動の変容が必要不可欠です。そこで、農業農村振興ビジョンと、主に消費に関する方針や取組を示した地産地消推進プランを一体化し、本市の農業分野の総合計画となる本計画を策定します。

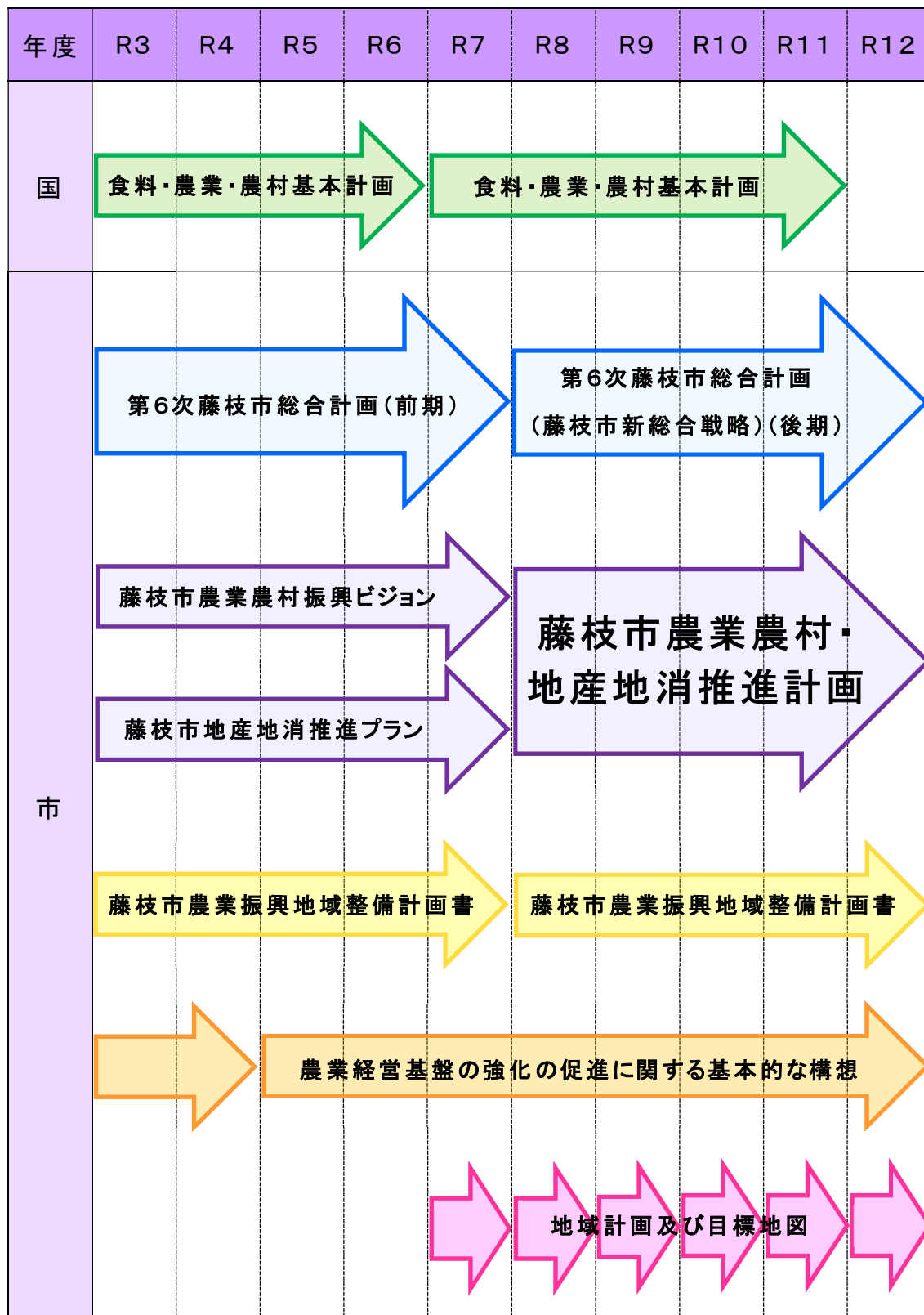
(2) 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）」を上位計画とし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「藤枝市農業振興地域整備計画書」、農業経営基盤強化促進法に基づく本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、地域で話し合い将来の地域農業のあり方と農地の利用をまとめた「地域計画」及び地域の将来の農地利用を具体的に示した「目標地図」、食料・農業・農村基本法に基づく国の「食料・農業・農村基本計画」などの農業に関する諸計画、及び「藤枝市新産業創造プラン」、「藤枝市中山間地域活性化基本計画」、「藤枝市中小企業振興推進プラン」、「藤枝市都市計画マスタープラン」などの関連諸計画との整合を図りながら、今後の農業・農村の振興、地産地消の推進に向けた本市の取組の基本的な指針及び施策の方向性を示すものです。



(3) 計画の期間

本計画は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間の計画期間とします。



2. 本市農業の現状と課題

(1) 農業者の状況

本市の総農家数は平成 27 年から令和 2 年までに 18.3%減少し、そのうち、一定額以上の農産物の販売実績のある販売農家(※3)については、26.5%減少しています。総農家数の対前年減少率も年々増加しており、農家数の減少が加速しています。

販売農家が大きく数を減らしている反面、自給的農家(※4)は 9.0%の減少にとどまっており、生産の縮小、リタイアなどにより、販売農家が自給的農家に移行している状況があると推測されます。

また、農業経営体(※5)は同じ平成 27 年から令和 2 年までに 25.4%減少し、また 79.3%が「5年以内に農業経営を引き継がない」または「確保していない」状況であり、今後農業経営体についても減少することが危惧されます。一方で、近年は農業法人の設立や、市外より農業法人の進出も見られるようになっていきます。

少ない農業者、農業経営体で農地・食料生産を維持していくためには、経営の大規模化やスマート農業(※6)などの新技術の導入、農地の整備・集積が必要不可欠です。一方で、農地の整備・集積が難しい中山間地域では農地の維持・管理に特化した支援が必要です。さらに、令和 7 年 3 月に策定された地域計画及び目標地図をもとに、農地の担い手のすみ分けを進めるため、今後も地域での話し合いを継続していく必要があります。

今後は、認定農業者(※7)や認定新規就農者(※8)、農業法人などの中心的な担い手が効率的な経営を行えるよう、あらゆる面から支援をしていくとともに、自給的農家の確保にも努めていく必要があります。

● 農家数

(単位：戸)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
販売農家(A)	2,205	1,804	1,395	1,025
自給的農家(B)	1,170	1,243	1,222	1,112
総農家数(A+B)	3,375	3,047	2,617	2,137

出典：農林業センサス(※9)

● 農業経営体数

(単位：経営体)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
個人経営				1,047
団体経営				21
経営体合計	2,228	1,839	1,432	1,068

出典：農林業センサス

● 農業経営体の後継者の状況 (令和2年)

(単位：経営体)

5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している	221
5年以内に農業経営を引き継がない	36
確保していない	811
合計	1,068

出典：農林業センサス

● 認定農業者数

(単位：経営体) 各 3 月 31 日時点

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総数	109	106	100	98	102
うち法人数	18	19	20	21	21

資料：藤枝市農業振興課

● 新規就農者数

(単位：経営体) 各 3 月 31 日時点

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総数	7	7	5	9	8
うち認定新規就農者	3	3	3	3	1

資料：藤枝市農業振興課

(2) 農地・農業生産の状況

本市の経営耕地面積は、平成 27 年から令和 2 年までに 25.8%減少しており、内訳として田は 20.9%の減少、畑は 31.5%の増加、樹園地は 40.6%の減少と、特にお茶を含む樹園地で減少しています。

理由として、田については、小規模の稲作では十分な利益を上げることが困難であることに加え、樹園地については、本市の茶園は山間地に集中しており、乗用型機械による作業が困難な傾斜地のほ場が多く存在することが背景にあると考えられます。一方で、畑については、水稲から収益の見込まれる畑作物への転換が進展していること、高品質とブランド力に支えられ、旺盛な需要のある施設栽培(※10)によるいちごの好調、さらに、いちごやトマト等での新規就農者の増加などがその要因として考えられます。また、近年では、オリーブなど多種多彩な農産物を活用した6次産業化の取組などが展開されています。

本市の基幹作物であるお茶については、お茶を販売目的とする経営体数は同じ平成 27 年から令和 2 年までに 47.5%の減少、販売目的の栽培面積は 38.3%減少しており、農業産出額も減少しています。また、お茶の茶種平均価格は、平成 17 年から令和 6 年までに 41.2%減少と長期的に下落傾向にあり、生産減少、茶農家の離農要因のひとつになっていると考えられます。

みかんについては、生産者の高齢化などにより、経営体数、栽培面積が減少しており、産地の維持が課題となっています。

今後、農業者人口のさらなる減少が予想される中、本市の農地及び農業生産を維持・拡大していくためには、先端技術を活用した次世代型農業(※11)の導入や、導入ができる形へと農地の基盤整備を促進することにより、農作業の省力化・効率化と農作物の高品質化を併せて図っていくことが求められます。

● 経営耕地面積

(単位 : ha)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
田	830	754	650	514
畑	113	76	92	121
樹園地	1,033	814	569	338
合計	1,975	1,643	1,311	973

出典 : 農林業センサス

※内訳ごと四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない

● 農業産出額の状況

(単位：千万円)

		平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年
総産出額		912	516	390	450
内訳	米	105	83	77	85
	野菜	141	161	129	137
	果実	116	98	70	87
	花き	46	29	-	-
	茶	440	88	50	56
	その他	64	57	64	85

出典：生産農業所得統計(平成 17 年)、市町村別農業産出額(推計)(平成 27 年以降)

※「茶」は「加工農産物」も含む。また平成 17、27 年の

「茶」は「工芸農作物」で茶以外の作物も含む

※令和 2、5 年の花き数値は非公表

● 販売目的の茶とみかんの経営体数と栽培面積

(単位：経営体、ha)

	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積
茶	856	-	432	358	227	221
みかん	596	-	467	135	337	109

出典：農林業センサス

※みかんは「温州みかん」と「その他かんきつ」の合計

※平成 27 年のみかん栽培面積のうち、その他かんきつは非公表

● 静岡県産の茶（荒茶）価格の推移

(単位：円/kg)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 6 年
平均		1,650	1,438	1,091	932	971
茶種別	せん茶	2,044	1,915	1,497	1,285	1,273
	玉緑茶	1,697	1,753	1,352	1,201	1,110
	番茶	329	306	292	317	347
	玉露	7,917	6,910	6,768	6,110	7,798
	かぶせ茶	3,171	2,210	2,189	2,177	2,207

出典：静岡県茶業の現状

(3) 農業を取り巻く状況

本市では平成 27 年度をピークに人口減少が続いています。特に農山村地域では平成 22 年度から令和 6 年度にかけて人口減少が続いており、瀬戸谷地域で 28.9%減少、岡部地域では 17.2%減少しています。農山村地域の人口減少により、景観形成や文化の継承の担い手がいなくなることや、鳥獣被害の増大、山地災害の危険性が高まるなど、農村の集落機能の維持に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

水田施策は今後、国による見直しが予定されていますが、品質の良い安全・安心な米づくりを後押しするとともに、生産性向上や経営効率化を図るため、地域計画に基づき水田の集積・集約化を推進する必要があります。米の消費は、食生活の多様化や人口減少、高齢化などを背景に、長期的に減少傾向で推移しており、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(令和 7 年 5 月農林水産省)によると、令和 5/6 年の 1 人当たりの年間消費量は 56.7kg となっています。米だけでなく、市内農産物の消費による地産地消の推進や、市内農業の振興を図るためには、市民が地元で営まれる農業に興味を持ち、市内農産物を購入する機会を増やす必要があります。「食育に関する意識調査報告書」(令和 8 年 3 月農林水産省)によると、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいる人は 66%ですが、20~39 歳は 53.1%と若い世代で低い数値となっています。本市では、小中学校で食育指導を継続して行っていますが、そのほかにも、農業体験や各種イベントでの地場産品のブース出展などにより、地域の農産物や農業に目を向ける機会をつくり続け、地域の農業は地域で支える意識を醸成することが求められています。

また、国は、農業生産に由来する環境への負荷低減、生物多様性の保全、地球温暖化防止等を促進するため、2050 年までに耕地面積における有機農業の割合を 25%にすることを目標としています。本市は県内屈指の有機農業の先進地でありながら、有機農業が耕地面積に占める割合は 3%(令和 6 年度時点)であり、面積の拡大に向けて取り組んでいく必要があります。

● 農山村地域の人口

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
瀬戸谷地域	2,622	2,336	2,091	1,864
岡部地域	12,195	11,481	10,734	10,096
市	144,929	146,530	143,765	139,290

※各年度末の数値

※農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき公示された特定農山村地域

● 1人当たりの米消費量の推移

(単位:kg/年)

	平成 22/23 年	平成 27/28 年	令和 2/3 年	令和 5/6 年
消費量	64.0	60.3	55.8	56.7

出典：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和 7 年 5 月）

※各年、7月から翌年6月までの1年間について算出

● 産地や生産者を意識した農林水産物・食品の選択

(単位:%)

	選んでいる	選んでいない	無回答
全世代	66.0	32.6	1.5
20～39 歳	53.1	46.5	0.4

出典：食育に関する意識調査報告書（令和 8 年 3 月）

※結果数値（%）は内訳ごとに四捨五入

(4) 藤枝市農業の課題

① 農業者を取り巻く課題

- ・担い手の経営規模拡大と収益性向上
- ・多様な農業者の確保
- ・スマート農業の導入

② 農地・農業生産を取り巻く課題

- ・農地の集積・集約化
- ・農業用施設やほ場の整備

③ 農業を取り巻く課題

- ・環境負荷の低い農業生産の強化
- ・安全・安心な市内農産物等の安定供給
- ・物流の効率化
- ・伝統的な食文化の継承
- ・森林の多面的機能の維持

3. 計画の基本的な考え方

(1) 目指すべき方向性

本市は、現在の社会情勢に適応し、利便性が高く持続力あるまちを実現するため、都市機能を集約した中心市街地と、各地域に個性・特性を活かした拠点を形成し、それらを有機的につなぐ「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進めています。

これにより、本市の魅力である「ほどよく都会。ほどよく田舎。」をさらに高めていくためには、農業生産の場であり自然の豊かな恵みをもたらす場でもある農村と都市部がバランスを取りながら発展を図っていくことが必要です。

農業者の大幅な減少と高齢化が進行している中、持続可能な農業生産を推進し、農地や農村を維持していくためには、農地の集積・集約化、スマート農業等の新技術の導入、農業用施設やほ場の整備等、効率的に農業生産を行うことが求められています。持続可能な環境を整えるには、担い手の経営規模拡大と収益性向上を実現し、農業者の経営安定を図ること、多様な農業者を確保していくことが必要です。

また、農業における環境・生物多様性への配慮の観点から、環境負荷の低い農業生産の強化を図っていくことが必要です。有機農業の先進地である本市の強みを活かして、生産技術の向上、消費者への普及・啓発を行い、環境負荷の低い農産物の生産、流通を増加させていくことが求められます。

さらに、農林水産物を取り巻く消費や流通は、食生活の多様化や食品流通の広域化、グローバル化を背景に、生産者と消費者の距離が遠くなり、相互の関係が希薄となっています。このような中、地産地消の推進は、地域と食の関わりを見つめ直し、生産者と消費者と事業者の結びつきを深くすることで、お互いの顔が見える安全・安心な市内農産物等の供給や、地域の伝統的な食文化の継承、さらには地域農業の活性化など、さまざまな効果が期待できます。そのためにも、本市の多種多様な農産物の魅力を磨き上げるとともに、市内農産物等の安定供給を持続しながら地産地消を推進し、市民の農業への理解、市内農産物の消費を増やす消費行動の変容を促し、地域で生産し、地域で消費するという、持続可能な循環を確立することが必要です。

加えて、近年、森林による地球温暖化の緩和や、水源の涵養、土砂流出の防止、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっています。森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、健全な森林資源を維持・造成するとともに、森林資源の適切な管理を進めなければなりません。

こうした取組により、農業者全体の経営の効率化・安定化を推進しながら、地域の食と農を担う農業者、農業法人等、農業に携わる多様な主体との適切な調和を図り、魅力ある、持続可能な農業・農村を実現していきます。

(2) 基本目標

農業・農村が持続的に発展するまち
～『食』と『農』でつくる健康都市～

(3) 基本方針

基本目標の達成に向け、次の基本方針に基づき施策を推進します。

①農地利用の最適化を推進する

地域計画及び目標地図に基づき、効率的な営農環境を整えるとともに、農地の有効活用に向けた支援を行うことで、担い手の経営規模の拡大及び農業生産の増大並びに未利用農地(※12)・荒廃農地(※13)の発生防止を図ります。

②持続可能な経営体を育成・確保する

既存の担い手の経営基盤強化を図るとともに、新規就農者や多様な主体の農業参入を促進し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造への転換を推進します。

③効率的で高収益な農業経営を促進する

スマート農業の導入による農業生産活動の省力化・効率化や生産コストの縮減、ブランド化による農産物の高付加価値化を支援し、担い手の収益向上を図る取組を総合的に推進します。

④生産性・安全性の高い農業生産基盤をつくる

農道、農業用排水路、ほ場等、スマート農業に対応した農業生産基盤の整備、効率的な維持管理を推進し、担い手の作業効率の向上と農作業における安全確保を図ります。

⑤健全な森林環境をつくる

適切な森林の保全・更新を推進することにより、森林の持つ災害防止や環境保全などの多面的機能を十分に発揮させ、市民の生活環境を守るとともに、良質な木材生産の促進による林業振興を図ります。

⑥地産地消を推進する

お互いの顔が見える安全・安心な市内農産物等の供給や、地域の伝統的な食文化の継承、地域農業の活性化等につなげるため、地産地消の推進を図ります。また、農業・農村のもたらす、さまざまな恵みを知り、体験することを通じて、その価値や魅力と食に対する理解を深め、市民の地産地消の実践につなげます。

⑦農村の地域社会を維持する

農村環境の保全を支援して農村集落の機能を維持するとともに、瀬戸谷・稲葉・葉梨・朝比奈地区の中山間地域の環境資源を本市ならではの魅力として磨き上げ、都市部からの人の流れを呼び込み、農村地域の活性化を図ります。

⑧環境負荷低減の取組を拡大する

有機農業を中心に環境負荷低減に資する生産を支援するとともに、市内産有機農産物の学校給食等への導入を推進し、農業の環境負荷低減への取組を拡大します。

4. 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、年度ごとに数値目標を検証し、計画の実現に向けてどのような施策に取り組み、どのような成果が生まれたのかということの評価・改善し、新たな取組に反映させていきます。

また、継続的なPDCAサイクル(計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act))により事業効果を明確に把握し、円滑な推進に努めます。

藤枝市農業農村・地産地消推進計画 体系図
【基本目標】 農業・農村が持続的に発展するまち ～『食』と『農』でつくる健康都市～

基本方針		基本施策		主な取組
①	農地利用の最適化を推進する	(1)	担い手への農地集積・集約化	地域計画の実現に向け、農地のマッチングを行う。 地域計画の実践について、継続的に地域での話し合いを行う機会を設ける。
		(2)	農地の有効活用の推進	集積が難しい農地について、非農家や小規模農家とのマッチングを行う。 需要に応じた水稻の生産を支援しつつ、畑作物への支援を行う。 未利用農地の有効活用を図るため、市民農園の整備を支援する。
		(3)	荒廃農地の解消・発生抑止	農地パトロールを実施し、荒廃農地や違反転用を防ぐ。 再生不能農地を見極め、非農地化する。
②	持続可能な経営体を育成・確保する	(1)	新規就農者の支援	新規就農に関する農業ワンストップ支援窓口を設置し、農地の確保、補助金の紹介等適切な就農につなげる。 就農後、巡回や農業協同組合（JA）との情報共有により、営農継続を支援する。
		(2)	新たな担い手の参入促進	県等と連携し、農業法人誘致活動を行う。 企業と連携し、食と農に関する新産業創造に取り組む。 食と農アンテナエリアへの集積を推進する。
		(3)	既存の担い手の強化	認定農業者の認定取得及び認定継続を促進する。 認定農業者等に補助金等必要な情報提供を行う。 担い手の強化・育成を図るため、農業セミナーの開催、各種農業者団体への支援を行う。 ふるさと納税制度の仕組みを活用し、地場産品の創出を支援する。 農福連携を推進する。
③	効率的で高収益な農業経営を促進する	(1)	次世代型農業の普及推進	スマート農業の拠点を形成する。 次世代型農業機器の導入に対する支援を行う。 中山間地域における茶業の機械導入を支援する。
		(2)	農産物の高付加価値化	茶の優良品種導入及び特徴ある藤枝茶の定植を支援する。 市内農産物を活用した新商品の開発や販路開拓を支援する。 ロゴを活用した有機農産物の販売機会を創出する。 ふるさと納税を活用し、市内農産物をPRする。
④	生産性・安全性の高い農業生産基盤をつくる	(1)	農業生産基盤の整備推進	農道の改良や補修を行う。 農業用排水路の改良や補修を行う。 耕作条件が不利なほ場において、耕作条件を改善する。
		(2)	農業施設維持管理の負担軽減	農業水利施設を改良し、水管理の負担軽減を図る。 安全施設を整備し、事故防止を図る。
⑤	健全な森林環境をつくる	(1)	森林の公益的機能の維持・増進	森林の維持・造成を通じて、山地災害の予防等を推進する。 補助制度を活用し、間伐の取組を支援する。 竹林の皆伐及び植栽による林種転換の取組を支援する。 森林環境譲与税を活用した、森林整備の支援及び山地災害の防止を図る。
		(2)	林業振興の推進	原木生産・流通・製造等の安全性・信頼性の向上と需要拡大を促進するため、認証林の拡大を推進する。 市民の森を活用したイベントにより児童に森林教育を推進する。 林業生産活動や流通の合理化を促進し、林業の振興を図る。 間伐等の森林の維持・保全作業の効率的な実施方法について、検討を進める。
⑥	地産地消を推進する	(1)	地域の食・農に親しむ機会の創出	イベントや栄養士の授業などにより食育活動を行う。 農業体験、市内産農産物を使った料理教室を行う。
		(2)	地域の食・農の伝承	朝比奈手摘み本玉露の承継・ブランド力強化に向けた活動を行う。 藤枝茶の次世代を担う人材の育成、活躍の場の創出を行う。 旧藤枝製茶貿易商館「とんがりぼう」を活用し、茶文化を広く発信する。
		(3)	安全・安心な地元農産物の市内消費拡大	市関連施設等における市内農産物の利用を拡大する。 市内イベントで、市内農産物の販売機会を創出する。 市内農産物の利用を促進し、地域活性化につなげる。 食の安全に関する制度の啓発を行う。
⑦	農村の地域社会を維持する	(1)	交流人口の拡大	都市からの人の流れを創る。
		(2)	農村・集落機能の維持	多面的機能の維持を行う団体を支援する。 里山保全を行う団体を支援する。
		(3)	鳥獣被害防止対策の推進	有害鳥獣の被害防止対策への支援を行う。 電気柵などの設置の支援や箱わなの貸し出しなどにより、被害の防止を推進する。 有害鳥獣減容化施設の適切な管理・運用により、捕獲活動の活発化を図る。 カモシカの管理計画策定に向けた取組を推進する。
⑧	環境負荷低減の取組を拡大する	(1)	環境負荷低減の生産拡大	有機茶等の海外輸出に向けた支援を行う。 有機米等の栽培技術の確立を目指す。
		(2)	有機農産物の発信	有機農業実施計画に基づく取組を推進する。 学校給食等へ有機農産物を提供する。

5. 施策の内容

基本方針① 農地利用の最適化を推進する

施策1 担い手への農地集積・集約化

地域計画及び目標地図に基づき、将来にわたって安定的な農業経営を行うことが見込まれる農業者（担い手）に農地を集積・集約し、担い手の経営規模拡大及び営農環境の効率化を促進するとともに、耕作者の不在による荒廃農地の発生抑制を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
農地利用集積面積（累計）	1,183.3ha	1,543.3ha

○主な取組

(1) 農地のマッチング

地域計画の実現に向け、農地や農機具等を「貸したい・借りたい」または「売りたい・買いたい」耕作者と所有者の情報をつないでマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約を推進します。

(2) 地域計画の継続的な話し合い

地域計画の実践について農業者が継続的に話し合いを行う場を設け、地域住民に計画の目的や内容への理解を促し、中心的な担い手への農地集積を推進します。

施策2 農地の有効活用の推進

良好な営農条件を備えた農地や、地域環境の保全・災害防止等の観点から維持されることが望ましい農地を余すところなく活用し、未来に残していくべき農地の保全と農業生産の増大を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
ゼロから農業認定者数（累計）	102人	192人

○主な取組

(1) 非農家等への農地のマッチング

集積が難しい農地について、ゼロから農業エントリー制度（※14）を活用し、非農家（ゼロから農業認定者）や自給的農家とのマッチングを行い、農地の保全を行います。

(2) 水稲及び畑作物への生産支援

国による水田施策などの動向を注視し、水稲の生産を支援するとともに、収益の見込まれる畑作物の作付に対する支援を行い、農業生産の増大を推進します。

(3) 市民農園整備の促進

未利用農地の有効活用を図るため、市民のレクリエーションや、高齢者の健康でアクティブな生活の実現等、時代のニーズに即した市民農園の整備を支援するとともに、市民農園の情報発信・利用希望者への紹介等の取組を強化し、利用率の向上を推進します。

施策3 荒廃農地の解消・発生抑止

農業者の減少や高齢化といった社会情勢を念頭に、真に残していくべき農地を取捨選択し、そこに荒廃農地化の防止対策を集中・徹底することにより、必要な農地を確実に未来へと引き継ぎます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
荒廃農地解消面積（累計）	26.59ha	38.59ha

○主な取組

(1) 農地パトロールの実施

農業委員、農地利用最適化推進委員（※15）による農地パトロールを継続し、農地の現状把握と適切な指導の実施により、荒廃農地や違反転用を防ぎます。

(2) 再生不能農地の非農地化への推進

耕作放棄により荒廃が相当程度に進行し、かつ、その所在地、面積、形状等から農地として再生することに費用対効果が見込まれない土地の非農地化を推進し、地域として残したい、残すべき農地に対する効率的・効果的な施策の展開につなげます。

基本方針② 持続可能な経営体を育成・確保する

施策1 新規就農者の支援

新規就農を希望する若年世代の人々に、農地の確保や、就農から営農初期段階まで農業経営の安定に向けて継続した支援を行うことにより、長期にわたり地域農業を担うことが期待される農業者の定着と育成を図ります。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
認定新規就農者育成数 (累計)	36人	42人

○主な取組

(1) 農業ワンストップ支援窓口による就農支援

新規就農に関するワンストップ支援窓口を設置し、農地の確保、資機材整備のための補助金紹介などを行い、適切な就農につなげます。

(2) 継続的な営農の支援

就農後、現地確認や農業協同組合(JA)との情報共有を行い、早期の課題発見、対応を行うことで継続的な営農につなげます。

施策2 新たな担い手の参入促進

多様な分野からの農業参入を促進し、企業的経営による大規模で安定的な営農、新しい形の農業の展開、既存の担い手との連携等による地域農業の活性化と安定化を図ります。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
農業法人の新規参入数 (累計)	5件	11件

○主な取組

(1) 農業法人の誘致推進

農地所有者及び耕作者の状況や意向を踏まえ、農業法人の誘致を図る地域の選定を進めるとともに、県農業法人誘致推進連絡会等と連携を図りながら、安定的な経営による担い手不足の解消、耕作放棄地の抑制など地域農業への波及効果が見込まれる農業法人の誘致活動を推進します。

(2) 企業との連携による新産業創造の推進

新産業創造プランの推進により立地した企業と連携し、食と農に関する新産業創造に取り組むとともに、農業体験を通じたメンタルケア「アグリヒーリング(※16)」、農産物の食用以外への革新的活用など農業振興の一助となるよう取り組みます。

(3) 食と農アンテナエリアへの集積

ふじのくにフロンティア総合特区である仮宿地区の食と農アンテナエリアにおいて、食と農の連動による観光振興など、「食と農」に特化した新たな産業の集積を図ります。



▲新規就農を支援する
農業ワンストップ支援窓口



▲「食と農」に特化した産業集積が計画されている
仮宿地区

施策3 既存の担い手の強化

中心的な担い手を確保・育成するため、本市農業の中核を担う農業者の経営拡大と安定を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
担い手の経営耕地面積	906.9ha	913.5ha

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
農福連携事業の取組件数	4件	8件

○主な取組

(1) 認定農業者の確保・育成

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における農業者の認定取得及び認定継続を促進し、経営上の目標を自ら設定し、その達成に向けて計画的に営農を行う、経営感覚に優れた農業者の増加を図ります。

(2) 農業用機械・施設整備に対する支援

農業用ハウス、農産物の処理加工施設、集出荷施設等の整備、農業用機械の導入、農地の耕作条件改善等、担い手による経営規模拡大・経営基盤強化に向けた取組について、各種補助制度を活用して支援します。

(3) 農業セミナーによる意識醸成

農業セミナー等を開催し、農業上の課題解決や意識醸成に向けた情報提供を行います。

(4) ふるさと納税を活用した農家支援

ふるさと納税制度の仕組みを活用した補助支援により、地場産品の創出を後押しします。

(5) 農福連携の推進

障害のある人等の農業分野における活躍を通じ、地域の農業の振興を図るとともに、障害のある人等の就労や生きがいを創出し、社会参画を実現するため、障害者就労支援事業所と農業者の連携を推進し、農福連携に取り組む主体数の増加を目指します。

基本方針③ 効率的で高収益な農業経営を促進する

施策1 次世代型農業の普及推進

農業生産の拡大と安定化、農作業の省力化と効率化を図るため、次世代型農業の普及を推進します。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
次世代型農業設備導入件数（累計）	10件	34件

○主な取組

(1) スマート農業拠点の形成

未来の農業経営のモデルとなる先進的な事業を展開する農業経営体や農業関連企業を誘導して集積地を形成するとともに、市内全域にスマート農業の普及・展開を推進します。

(2) 次世代型農業の取組に対する支援

ロボット、ドローン（※17）、AI（※18）、IoT（※19）などの先端技術を活用し、データを利用した生産、高度な環境制御装置を備えた施設園芸、スマート農業機器などを導入した次世代型農業に取り組む農業経営体に対し、各種補助制度を活用した支援を行います。また、農業と陸上養殖技術などを掛け合わせた新たな農業形態の取組を促進します。



▲スマート農業機器（アイガモロボ）を活用した除草作業

(3) 茶業の機械導入の支援

作業効率の良い機械の導入が可能な環境整備を進めるとともに、乗用型の摘採機や茶園管理機等の導入に対して各種補助制度を活用した支援を行い、本市の基幹作物であるお茶の生産効率化を促進します。



▲茶園への乗用型摘採機の導入



▲ドラム式萎凋機の導入

施策2 農産物の高付加価値化

消費者のニーズを捉えた、魅力ある農産物をつくり出すことにより、「生産者・消費者双方にとって適正な販売価格に基づく、採算性が高い農業」の実現を図ります。また、GAP認証等による地域ブランド化を進め、本市農産物の魅力向上、独自性創出などに取り組めます。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
茶改植等面積 (累計)	17.7ha	23.7ha

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
朝比奈手摘み本玉露の販売平均単価	11,592 円/kg	16,444 円/kg

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
農商工連携製品創出数 (累計)	112 件	136 件

○主な取組

(1) 茶の優良品種導入及び特徴ある藤枝茶の定植を支援

需要が高まっている碾茶（抹茶）等、高収益が見込まれるお茶への転換や、既存茶園をより優れた品種に改植して収益向上を図るため、各種補助金等を活用し、農業者による優良品種導入等を支援します。

(2) 新商品の開発や販路開拓を支援

市内農産物を活用した新商品の開発支援や、市内外のイベント出展等によるプロモーションを行い、販路開拓を行います。

(3) 有機農産物の販売機会を創出

オーガニックビレッジ宣言を行った本市独自のロゴマークを活用し、市内有機農産物のPRを行うとともに、販売の機会を創出します。

(4) ふるさと納税を活用した市内農産物のPR

市内農産物をふるさと納税返礼品として登録を促進し、全国に向けてPRします。



▲特徴ある藤枝茶の定植を支援



ORGANIC CITY FUJIEDA

▲藤枝市独自のロゴマーク

基本方針④ 生産性・安全性の高い農業生産基盤をつくる

施策1 農業生産基盤の整備推進

農道、ほ場、農業用排水路等の農業生産基盤の整備による耕作条件の改善や農地の集積・集約化を進めることで、生産性の向上や競争力の強化を図り、担い手の経営安定化や経営規模の拡大につなげます。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
用排水路整備による受益農地面積 (累計)	89.3ha	109.3ha

○主な取組

(1) 農道整備の推進

集落やほ場を結び、生産した農産物を輸送する農道に対し、状況に応じた改良や補修等の整備を行うことで、輸送等に係る労力を軽減し、生産と流通の合理化による農業振興と生活環境の改善を図ります。

(2) 農業用排水路の整備推進

農作物の生産に必要な用水を安定的に供給するとともに、排水不良による湛水被害(※20)を軽減し、農作物の生産性の向上を図るため、農業用排水路の改良や補修を行います。

(3) ほ場整備の推進

茶園における乗用型管理機の導入等をはじめとする農作業の効率化や、農産物の生産性の向上を図り競争力の強化につなげるため、耕作条件が不利なほ場において、耕作条件を改善します。

施策 2 農業施設維持管理の負担軽減

農業水利施設を改修・改良及び廃止することで、施設管理に要する労力を削減し、農作業の効率化を図ります。また、農村地域の都市化・混住化、農業者の高齢化等により、農業施設に関連する事故の危険性が高まっていることから、安全対策を併せて推進します。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
農業水利施設の自動化数 (R1からの累計)	7箇所	12箇所

○主な取組

(1) 農業水利施設改善の推進

農業水利施設を改良し、農業者による水管理等の負担軽減と、農作業の利便性・生産性の向上を図ります。

(2) 安全施設の整備推進

農業水利施設に対する安全施設の整備を推進し、施設管理の作業性の向上と人身事故の防止を図ります。

基本方針⑤ 健全な森林環境をつくる

施策1 森林の公益的機能の維持・増進

森林が持つ、「洪水・濁水の緩和」や「山崩れ・土砂災害の防止」、「温室効果ガス排出削減」等の公益的機能の維持・増進のため、本市の実情に即した適正な森林環境整備を推進します。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
放置竹林解消面積 (累計)	36.8ha	40.5ha

○主な取組

(1) 治山事業の推進

山地災害から市民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成を図るため、森林の維持・造成を通じて、荒廃地の復旧や山地災害の予防等を推進します。

(2) 間伐の推進

森林の持つ公益的機能の維持・増進及び木材生産の拡大を図るため、補助制度を活用して、間伐（※21）を実施する事業者の取組を支援します。

(3) 放置竹林の解消

放置竹林の皆伐及び植栽による林種転換の取組を支援するとともに、所有者にその後の管理を促すことにより、森林の公益的機能の再生を推進します。

(4) 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林環境譲与税（※22）を活用し、森林が有する多面的機能の維持・増進を目的に間伐等の森林整備を推進し、また、自然災害による倒木等の被害防止のため、樹木の伐採等の環境整備を実施することにより山地災害の防止を図ります。

施策2 林業振興の推進

林業振興のため、良質な木材生産及び木材の需要拡大、環境に配慮した森林経営による公益的機能の向上を図ります。

また、林業の担い手の育成につなげるため、森林環境教育の推進を図ります。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
FSC 認証 (FM) 取得森林面積 (累計)	264ha	414ha

○主な取組

(1) 認証林の拡大推進

原木生産・流通・製造等の安全性・信頼性の向上と需要拡大を促進するため、FSC 認証（※23）林の拡大を推進します。

(2) 森林環境教育の推進

市民の森を活用したイベントを開催し、自然の中での遊びや活動を通し、森林環境や林業についての知識を身につけ、興味を持ってもらうことで児童の森林環境教育を推進します。

(3) 林道整備の推進

林道の整備や舗装等維持管理を行うとともに、施業者が行う林内路網の整備に対して各種補助制度を活用した支援を行うことで、林業生産活動や流通の合理化を促進し、林業の振興を図ります。

(4) 持続可能な森林管理の推進

森林の所有者に対する意向調査に基づき、将来に向けた森林の適切な管理方法や、間伐等による森林の維持・保全作業の効率的な実施方法について、検討を進めます。

基本方針⑥ 地産地消を推進する

施策1 地域の食・農に親しむ機会の創出

市民が、本市に多彩で魅力的な農産物があることを知り、農のもたらず豊かな恵みを実感することにより、農業・農村が身近な場所にあることの価値を「発見」してもらえよう、地域の食・農に親しむ機会づくりを進めます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
地産地消推進キャンペーン参加者数	344人	464人

○主な取組

(1) 地産地消の学びを推進

ヘルシー認定店、SNS等を通じた食材の魅力発信や食生活セミナー、小中学校における栄養教諭による授業、地元農業者による講座等の活動を通じて、地元農産物や地産地消の意義についての学びを推進します。

(2) 農業者団体等と連携した交流の場の創出

農業協同組合（JA）、各種関係団体、農業者等と連携し、農業体験や市内産農産物を活用した料理教室等、市民が地域の食と農に親しむ機会をつくり出します。



▲親子クッキングデー



▲親子農業体験

施策2 地域の食・農の伝承

歴史と伝統を有する本市の特徴ある食・農を未来へ伝える取組を進めます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
藤枝ジュニアお茶博士認定数（累計）	475人	655人

○主な取組

(1) 朝比奈手摘み本玉露の承継

日本三大玉露のひとつである「朝比奈手摘み本玉露」（※24）の承継と振興を図るため、栽培技術の承継、ブランディング、摘み子の確保、玉露の里を活用したお茶文化の伝承、消費拡大に向けたPR活動等を推進します。

(2) 藤枝茶の次世代を担う人材の育成

藤枝ジュニアお茶博士、藤枝ジュニアお茶大使（※25）の活動を通じて、本市の基幹作物であるお茶に対する理解と愛着を持ち、未来へ伝える若い世代を育成します。

(3) 「とんがりぼう」の活用

「とんがりぼう」（旧藤枝製茶貿易商館（※26））を茶文化発信拠点として、藤枝茶の歴史や伝統など茶文化を広く発信し、未来に伝えます。



▲朝比奈手摘み本玉露の茶園



▲玉露テラス朝比奈



▲藤枝ジュニアお茶博士による呈茶サービス



▲とんがりぼう

施策3 安全・安心な地元農産物の市内消費拡大

市内で生産される農作物や、それらを用いた商品の「販路」を拡大する取組を推進し、地元農産物を地元で消費できる仕組みづくりを推進します。

また、各種関係団体と連携し、食の安全・安心に関する情報を提供します。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
学校給食における県内産及び志太 榛原圏産食材の利用率	27.4%	33.4%

○主な取組

(1) 市内農産物の消費機会の創出

農業協同組合（JA）や農業者と連携を図りながら、保育園・認定こども園の給食、小中学校の学校給食、市立総合病院の病院食等における市内産農産物の利用拡大を推進します。また、食と農アンテナエリア（仮宿）、道の駅「ゆとりえせとや」、とんがりぼうなどで市内農産物の販売を行うよう働きかけます。

(2) イベント等での PR 活動を実施

農業協同組合（JA）、農業者、農業者団体等と連携を図り、市内や姉妹・友好都市等で開催されるイベントに出展し、市内農産物の販売・PR 活動を行います。



▲ふじえだ豊穰祭

(3) 市内農産物の利用を促進

市内飲食店や小売店をはじめ、スーパーなどとの連携により、店頭での販売や商品開発等に取り組むなど、市内農産物の利用促進と地域活性化につなげます。

(4) 食の安全に関する制度の啓発

食の安全を確保するため、各種関係団体等と連携し、食の安全に関する制度等について積極的な情報発信を行います。

基本方針⑦ 農村の地域社会を維持する

施策1 交流人口の拡大

陶芸村構想、中山間地域にある施設間連携による交流促進、農林業や農山村の生活を活かした新鮮で魅力あるグリーンツーリズム（※27）を進め、地域内外から人の流れを呼び込みます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
中山間地域における交流人口	223,287人	389,200人

○主な取組

(1)都市からの人の流れを創る

陶芸センター、温泉施設、農産物等直売所を含む道の駅「ゆとりえせとや」を中心とした陶芸村構想により、都市とむらの交流を推進し、周辺のキャンプ場等とも連携して農村に人を呼び込む流れを作ります。

また、仮宿地区の食と農アンテナエリアにおいて、「食と農」を活かしたグリーンツーリズムを推進し、農家レストラン、観光農園、農産物直売所などの集積を図ります。

施策2 農村・集落機能の維持

農村地域における環境保全活動の継続を支援し、農地の有効活用と荒廃農地の発生防止を図ることにより、美しい農村環境を維持します。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
多面的機能支払交付面積 (累計)	167.22ha	200ha

○主な取組

(1) 多面的機能の維持・保全活動を支援

多面的機能支払交付金を活用し、農地、農業用水路等の保全管理活動を行う地域団体の活動を支援することにより、農業・農村の持つ多面的機能の維持・向上を図ります。

(2) 里山づくりへの支援

適切な森林管理を目的に、地域住民・森林所有者等で構成される活動組織が実施する、里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動等について、各種補助制度により支援します。

施策3 鳥獣被害防止対策の推進

イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、関係団体や地域住民等と連携しながら、野生鳥獣の管理手法である「個体数管理」・「被害防除」・「生息環境管理」の3点を総合的に推進します。

○数値目標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
野生鳥獣による農作物被害対策研修会の参加者数 (累計)	82人	230人

○主な取組

(1) 有害鳥獣の捕獲を支援

鳥獣被害対策実施隊を中心に、猟友会や地域住民と連携しながら、有害鳥獣の捕獲活動を推進し、農作物被害の減少を図ります。また、有害鳥獣の捕獲者に対する報奨金を交付することで、捕獲活動の活性化を図ります。

(2) 有害鳥獣の被害防止対策を推進

獣害防止フェンス、電気柵等の設置に対する支援や、箱わなの貸し出し等により、野生鳥獣による被害防止を推進します。

(3) 有害鳥獣減容化施設の運用

有害鳥獣減容化施設（※28）の適切な管理・運用により、有害鳥獣の捕獲活動に従事する人々の処理作業における負担を軽減することで、捕獲活動の活発化を図ります。

(4) カモシカ管理計画の策定

特別天然記念物であるカモシカの被害防除を目的とした捕獲を可能とするため、県の承認に必要な管理計画の策定に向けた取組を進めます。

基本方針⑧ 環境負荷低減の取組を拡大する

施策1 環境負荷低減の生産拡大

有機農業（※29）など環境に配慮した持続可能な農業生産活動を推進することで、生産面積の拡大や新たな担い手の確保に取り組みます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
環境保全型農業（※30）の取組面積 （累計）	687.6ha	1,103ha

○主な取組

(1) 有機茶等の海外輸出を支援

有機茶等の海外輸出を推進するため、有機JAS認証取得等の支援を行い、有機農業等の生産者及び生産面積の拡大を進めます。

(2) 有機米等の栽培技術の確立

慣行栽培から有機栽培への転換や新規就農者の確保を目的に、栽培技術の確立を目指します。

施策2 有機農産物の発信

有機農産物の販路拡大や産地ブランドの確立を図るため、市民の意識醸成や、消費者への啓発に取り組みます。

○数値目標

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
学校給食への有機米等の1年における 導入回数	5回	15回

○主な取組

(1) 有機農業実施計画に基づく取組を推進

「有機農業実施計画」に基づく取組を実践し、有機農産物が消費者から選ばれる食材となるよう、消費を促す取組を推進します。

(2) 学校給食等への利用の促進

学校給食等へ有機農産物の提供を行うことで、安定的な消費先を確保していくとともに、児童・生徒たちの健康や地域農業の学び、環境への関心といった食育を推進します。



▲有機栽培による米づくり



▲学校給食への提供

6. 用語解説

	用語	説明
1	耕作放棄地	荒廃しているか否かに関わらず、所有者等に耕作の意思がなく、作物の栽培が行われていない農地。
2	藤枝版ローカルSDGs	<p>SDGsの実現に向けた藤枝市としての取組と、その達成を目指して設定した独自の17の目標。</p> 
3	販売農家	経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家。
4	自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
5	農業経営体	農産物の生産を行うか、または委託を受けて農作業を行い、生産や作業に係る面積・頭羽数等が一定規模以上の事業を行う者。
6	スマート農業	ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用し、農作業の省力化や効率化、農作物の高品質化等を図っていく取組。
7	認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を作成し、認定を受けた農業者。
8	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「青年等就農計画」を作成し、認定を受けた新規就農者。
9	農林業センサス	国が5年ごとに実施する、農林業の生産構造や就業構造等の実態と変化を把握するための調査。

10	施設栽培	ビニールハウス等の施設を用いて、温度や湿度、光、水分等を人為的に制御し、作物の生育に適した環境を整えることで、高品質な作物を安定的に生産する栽培方法。
11	次世代型農業	スマート農業、新たな経営スタイル、農業支援サービス等、「新たな農業のあり方」全般の総称。
12	未利用農地	活用されていない全ての農地。
13	荒廃農地	所有者の意思に関わらず、客観的な状況として、荒廃により通常の農作業では作物の栽培が困難となった農地。
14	ゼロから農業エントリー制度	農業者でなくても、自給自足や生きがいを目的とした耕作、または将来的な就農に向けて、農地を借りることができる制度。
15	農業委員、農地利用最適化推進委員	農業委員は、農地法に基づく農地の権利移動の許認可や、市全体の農地行政の方向性を審議する。農地利用最適化推進委員は、担当地区の遊休農地の発生防止や担い手の集積集約など、農地の利用をよりよくするための現場活動を行う。
16	アグリヒーリング	簡単な農作業の体験を通じて、ストレスの軽減やモチベーションの向上を目指すケアプログラム。
17	ドローン	スマート農業機械の1つ。農薬や肥料などを搭載して作物の上空から散布することで、防除作業などの時間短縮や省力化が期待される機器。
18	AI	人手不足の解消や生産性の向上、農作業の負担軽減などを目的に、画像データの解析による作物の選別や、病害虫の発生予測などを行う人工知能技術。
19	IoT	センサーやカメラを用いて、気象や土壌のデータをリアルタイムで収集・分析し、水やりや施肥の自動化などに活用する技術。
20	湛水被害	排水能力の不足等により農地に不要な水が溜まり、農作物に被害が生じること。
21	間伐	森林の健全性を確保するため、成長とともに混み合ってきた森林の木々の一部を抜き伐る間引き作業。

22	森林環境譲与税	温室効果ガスの削減や山地災害の防止を図るため、森林整備等の財源として、国から地方公共団体に譲与される税金。
23	FSC 認証	カナダで創設された NGO である「森林管理協議会 (FSC)」が、適正な管理・経営が行われている森林に対して与える認証。
24	朝比奈手摘み本玉露	特徴ある伝統的な栽培方法として、朝比奈地域の茶畑において棚の中で自然仕立てにより生育した一番茶の新芽を手摘みにより摘採した玉露。
25	藤枝ジュニアお茶博士 藤枝ジュニアお茶大使	お茶の歴史や淹れ方を学ぶ講座を修了した小学生を「藤枝ジュニアお茶博士」として認定。お茶博士認定者のうち、藤枝茶の魅力を発信する取組に意欲のある中学生を「藤枝ジュニアお茶大使」として認定。
26	旧藤枝製茶貿易商館	明治 34(1901)年に設立された、輸出茶を取り扱う「藤枝製茶貿易会社」の事務所。通称「とんがりぼう」。
27	グリーンツーリズム	都市の人々が農山漁村等を訪れ、その自然や文化の体験、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
28	有害鳥獣減容化施設	捕獲した有害鳥獣を分解処理する施設。埋却処分や解体処理にかかる作業負担の軽減が図られる。
29	有機農業	科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。(有機農業の推進に関する法律第二条の定義)
30	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

藤枝市で作られている主な農産物

北部では、山間地でみかんやしいたけ、たけのこが多く作られています。

しいたけ



たけのこ



お茶



みかん



藤枝市は、静岡県の中でも有数のお茶の産地であり、煎茶や朝比奈手摘み本玉露、抹茶の原料となる碾茶が生産されています。

古くから梨の生産が盛んで、藤枝産の梨は「藤里梨」の愛称で親しまれています。

お米



いちご



南部では、平坦な田んぼでお米やレタスなどが作られています。また、ビニールハウスでいちごや花も作られています。

なし



レタス



花



ふじえだ収穫カレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新茶												
新米												
レタス												
えだまめ												
キャベツ												
白菜												
小松菜												
水菜												
みつば												
葉ねぎ												
白ねぎ												
ブロッコリー												
いちご												
トマト												
とうもろこし												
なす												
大根												
じゃがいも												
さつまいも												
にんじん												
たまねぎ												
さといも												
アスパラガス												
たけのこ												
みかん												
いちじく												
なし												
くり												
かき												
ブルーベリー												
キウイフルーツ												
ぶどう												
もも												
しいたけ類												

※藤枝市及び周辺地域における平均的な収穫時期を示しています。

ふじえだの地産地消

地産地消って、こんなにいいことがあるんだね！

新鮮・おいしい



旬の時期に採れたての農産物が店頭へ届くから、新鮮でおいしい状態で入手できます。

なぜ地元の野菜はおいしいの？

外国産など、遠い産地の農産物の一部は、輸送に掛かる時間を考慮して完熟前に収穫されていますが、地元の場合、完熟した時に収穫できますので、新鮮さが違います。

食の安全・安心

生産者と消費者の距離が近いから生産状況が見えやすく、お互いの信頼関係が生まれ、安全な農産物を安心して入手できる環境が生まれます。

地域産業の持続的な発展

地元で生産された農産物を地元で積極的に消費することで、地域産業が活性化し、持続的な発展につながります。

環境にやさしい

生産地から食卓までの距離が近いから、燃料の消費や二酸化炭素の排出量が減り、環境への負荷を軽減します。

フード・マイレージって知ってる？

食料を運ぶ量と距離で計算される数値のことで数値が低いほど、環境への負荷が少ないとされています。日本は外国に比べて、食料の輸入が多くフード・マイレージの数値が高くなっています。このため、国内産、さらには市内産の食料をより積極的に消費することで、数値を下げ、環境への負荷を軽減することができます。

藤枝市農業農村・地産地消推進計画

農業・農村が持続的に発展するまち
～『食』と『農』でつくる健康都市～

令和8年3月

発行：藤枝市
編集：産業振興部 農業振興課
〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山 2-15-25
Tel 054-643-3266